

建 第 1356 号
平成30年10月16日

一般社団法人山形県建築士会長
一般社団法人山形県建築士事務所協会長
公益社団法人山形県宅地建物取引業協会長
公益社団法人全日本不動産協会山形県本部長
一般社団法人山形県建設業協会長
一般社団法人山形県建築協会長

殿

山形県県土整備部建築住宅課長



山形県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について（通知）

建築基準法の一部改正に伴い、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を改正しましたので通知いたします。

なお、貴団体の会員にご周知いただきますようお願いいたします。

担当：建築行政担当
電話 023-630-2651

山形県建築基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第2章 一略一	第1章～第2章 一略一
第3章 特殊建築物	第3章 特殊建築物
第1節～第7節 一略一	第1節～第7節 一略一
<u>第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条—第42条）</u>	<u>第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条—第43条）</u>
<u>第9節 その他の特殊建築物（第43条）</u>	
第3章の2～第5章 一略一	第3章の2～第5章 一略一
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
<p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、<u>法第43条第2項</u>の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定による工作物の構造に関する制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（かど空地）</p>	<p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築の制限、法第40条の規定による建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限、<u>法第43条第3項</u>の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限並びに法第88条第1項において準用する法第40条の規定による工作物の構造に関する制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（かど空地）</p>
<p>第3条 都市計画区域内にある<u>法第43条第2項</u>に規定する建築物の敷地に、それぞれの幅員が6メートル未満の道路によつてかど地を生ずる場合においては、そのかど地部分に、かどを頂点とし、底辺の長さが2メートルの二等辺三角形の空地を保有しなければならない。ただし、道路にすみ切りがある場合若しくはかど地のすみ角が120度以上である場合又は通行上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>（防火構造）</p>	<p>第3条 都市計画区域内にある<u>法第43条第3項第1号から第4号まで</u>に規定する建築物の敷地に、それぞれの幅員が6メートル未満の道路によつてかど地を生ずる場合においては、そのかど地部分に、かどを頂点とし、底辺の長さが2メートルの二等辺三角形の空地を保有しなければならない。ただし、道路にすみ切りがある場合若しくはかど地のすみ角が120度以上である場合又は通行上支障がない場合においては、この限りでない。</p>
第28条 法第22条第1項の市街地の区域内にある	第28条 削除
<p><u>木造建築物等（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）のうち、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物（以下「旅館等」という。）で、階数が2であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。</u></p>	

(廊下及び階段)

第29条 旅館等の居室の面積の合計が100平方メートルを超える階における廊下、階段及びその踊場の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所、物置その他これらに類するものの専用の廊下、階段及びその踊場の幅は、0.75メートル以上とすることができる。

2 一略一

(長屋の防火構造)

第34条 法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）のうち、長屋の用途に供するもの（2戸建てのものを除く。）で、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては、第28条の規定を準用する。

2 一略一

第9節 その他の特殊建築物

(外壁及び軒裏)

第43条 法第22条第1項の市街地の区域内にある木造建築物等（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。）で、次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

(1) 第5条第10号及び第11号に掲げる用途に供する建築物で階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(2) 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第45条の3 法第85条第5項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。

(廊下及び階段)

第29条 ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の居室の面積の合計が100平方メートルを超える階における廊下、階段及びその踊場の幅は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所、物置その他これらに類するものの専用の廊下、階段及びその踊場の幅は、0.75メートル以上とすることができる。

2 一略一

(長屋の防火措置)

第34条 一略一

(削る)

第43条 削除

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第45条の3 法第85条第5項又は第6項の規定による特定行政庁の建築の許可を受けた仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。



山形県公報

平成30年10月16日(火)

号 外 (23)

目 次

条 例

○山形県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	… 4
○山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税 政 課)	… 同
○山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例	(企画調整課)	… 5
○山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	… 6
○医療法施行条例の一部を改正する条例	(地域医療対策課)	… 8
○山形県主要農作物種子条例	(県産米ブランド推進課)	… 同
○国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	(農村計画課)	… 10
○山形県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	… 同
○山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 局)	… 11

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (財政課)
次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。
 - (1) 建築基準法の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査
 - (2) 建築基準法の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査
- ◇ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (税政課)
 - 1 題名を山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例に改めることとした。(題名関係)
 - 2 知事は、地方活力向上地域内における次に掲げる県税の課税を免除することができることとした。(第2条関係)
 - (1) 地域再生法(以下「法」という。)第5条第1項の地域再生計画が公示された日(以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(東京都の特別区の存する区域から法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」という。)を地方活力向上地域等に移転して整備する事業(以下「移転型事業」という。)を実施する者に限る。(2)において同じ。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計額が3,800万円(中小事業者、中小企業者及び中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第355号の次に次の1号を加える。

(355)の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
----------------------------------------------	-------------------------	---------

第2条第1項第356号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項第379号の次に次の1号を加える。

(379)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設建築物の建築許可申請手数料	160,000円
-------------------------------------------------	---------------------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例

第1条中「第6条第2項」を「第6条」に、「いる法第5条第4項第5号」を「いる法第5条第4項第5号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「県税の」を「県税の課税免除又は」に改める。

第2条の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条中「不均一課税をする」を「課税を免除する」に改め、同条第1号中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第2号中「事業者」を「事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消

- 4 第6条第2項の規定は前項の規定による指定について、前2条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

（県民の理解の促進）

第10条 県は、本県の農業の更なる発展にとって主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が不可欠であることに鑑み、主要農作物の優良な種子は県民の重要な財産であるという認識の下に、主要農作物の優良な種子の重要性に対する県民の理解の促進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、主要農作物の優良な種子の低廉かつ安定的な供給に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であって、種子計画に相当するものは、第5条第1項の規定により定められたものとみなす。
- 3 この条例の施行前に知事がした指定その他の行為又はこの条例の施行の際現にされている指定の申請その他の行為であって、第6条、第7条及び第9条の規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「年度（当該）」を「年度（）」に、「を併せ」を「又は突発的な事故による被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ」に、「災害復旧の」を「災害復旧等の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県建築基準条例の一部を改正する条例

山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第42条）」を
第9節 その他の特殊建築物（第43条）」

「第8節 劇場、映画館、観覧場、演芸場、公会堂及び集会場（第35条―第43条）」に改める。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第3条中「第43条第2項に規定する」を「第43条第3項第1号から第4号までに掲げる」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第29条第1項中「旅館等」を「ホテル、旅館、簡易宿所、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物」に改める。

第34条の見出し中「防火構造」を「防火措置」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

「第9節 その他の特殊建築物」を削る。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

第45条の3中「第85条第5項」を「第85条第5項又は第6項」に改める。

第45条の4中「第28条、第34条第1項、第36条、第37条又は第43条」を「第36条又は第37条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号**山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。

種類	規模
水力発電所	合計最大出力89,000キロワット
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット
風力発電所	最大出力6,900キロワット

附 則

この条例は、公布の日から施行する。